

ご本人・ご家族がコロナ陽性になった場合の 妊婦健診のタイミング

当院では厚生労働省/東京都福祉保健局の指針を参考にした上で、受診の目安を決めております。

当院は、妊産褥婦・新生児が入院している施設です。

全ての患者様の安全を守るために、療養期間を厳しく設定しております。

ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1. コロナ陽性者の待機期間は、症状の有無にかかわらず発症を0日とし、7日間です。

- 患者様自身がエッセンシャルワーカーであっても、当院では上記の対応になります。
- 7日目以降も症状が強く残る場合には、10日間の待機期間をお願いすることがあります。
強く症状が残る場合は、10日間の療養後に当院まで電話でご相談ください。
- 無症状陽性の方で、待機期間中に症状が出現した場合は、発症日を0日とします。

2. みなし陽性の場合も、コロナ陽性者の扱いに準じます。

3. ご家族が先に陽性になり、ご本人は濃厚接触者の場合（チャート参照）

①コロナ陽性のご家族と一緒に生活している方

- **ご家族の待機期間最終日**を「陽性者との最終接触日」とします。
- 最終接触日から5日間経過し、症状が無ければ6日目に受診可能です。

②コロナ陽性のご家族と別々の場所で生活している方

- **ご家族と離れた日**を「陽性者との最終接触日」とします。
- 最終接触日から5日間経過し、症状が無ければ6日目に受診可能です。

③妊娠36週以降の方は、チャートを参照してください。

4. ご家族が濃厚接触になった場合

①妊娠36週未満の方

- ご家族が陽性者と仮定し、最終接触日から5日間経過、症状が無ければ**6日目に受診可能**です。

②妊娠36週以降の方

- ご家族、又はご本人にPCR検査を受けていただいております。

当院では、分娩立会いと面会目的でのPCR検査のみ承っております。他院での検査をお願い致します。

- PCRの結果、ご家族が陽性の場合は、チャートをご参照ください。

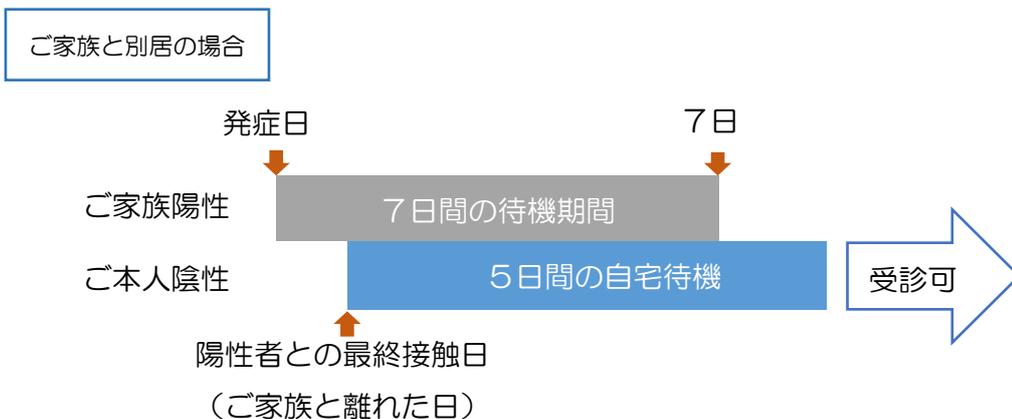
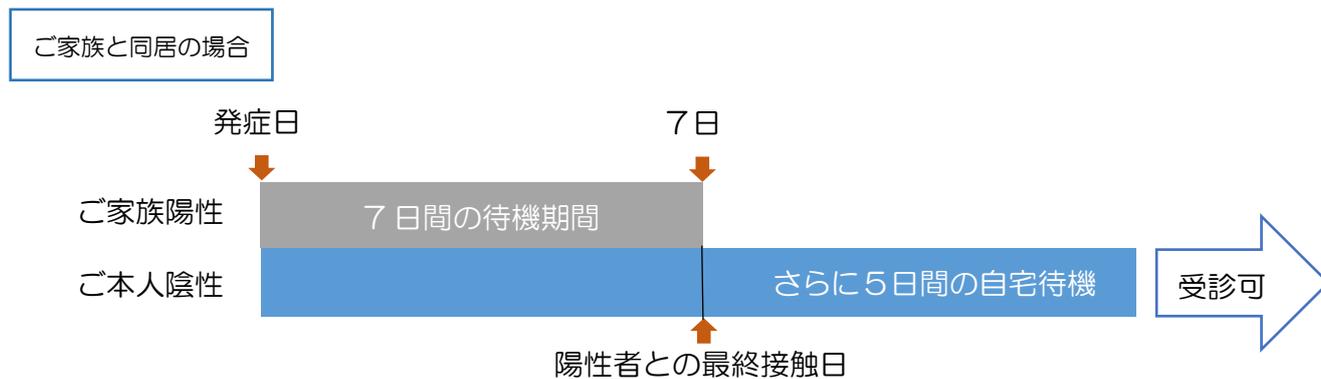
5. ご本人が先にコロナ陽性→ご家族が後から陽性になり、現在待機期間中である場合

- ご本人の7日間の待機期間が終了し、症状が無ければ**8日目に受診可能**です。

症状が強く残る場合には、10日間の療養後に当院までお電話にてご相談ください。

- 引き続き、健康状態の確認、不織布マスクの着用、会食は控えてください。

【家族が先にコロナ陽性の場合】



【妊娠36週以降の場合】

